

大 個 審 第 9 号  
( 答 申 第 3 3 6 号 )  
令 和 元 年 5 月 2 7 日

大 阪 府 知 事 様

大 阪 府 個 人 情 報 保 護 審 議 会  
会 長 柳 井 健 一

個 人 情 報 の 取 扱 い に 関 す る 意 見 に つ い て ( 答 申 )

令 和 元 年 5 月 2 4 日 付 け 企 計 第 1 0 4 0 号 で 諮 問 の あ り ま し た 「 プ レ ミ ア ム 付 商 品 券 事 業 」 に 係 る 大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 ( 以 下 「 条 例 」 と い う 。 ) 第 7 条 第 5 項 に 規 定 す る 要 配 慮 個 人 情 報 の 収 集 禁 止 原 則 及 び 第 8 条 第 2 項 第 9 号 に 規 定 す る 目 的 外 利 用 ・ 提 供 禁 止 原 則 の 例 外 事 項 に つ い て は 、 審 議 の 結 果 、 下 記 事 項 に 留 意 し て 、 個 人 情 報 の 保 護 に 万 全 の 措 置 を 講 じ る こ と を 前 提 に 、 諮 問 の 内 容 を 適 当 な も の と 認 め ま し た の で 、 答 申 し ま す 。

記

- 1 実 施 機 関 に お い て 、 収 集 又 は 利 用 ・ 提 供 す る 個 人 情 報 の 管 理 責 任 者 を 定 め 、 個 人 情 報 の 漏 え い の 防 止 等 、 個 人 情 報 の 適 切 な 管 理 の た め に 必 要 な 措 置 を 講 ず る こ と 。  
ま た 、 本 事 業 に お い て 個 人 情 報 を 取 り 扱 う 職 員 に つ い て は 、 必 要 最 小 限 の 人 数 と す る こ と 。
- 2 実 施 機 関 が 収 集 す る 個 人 情 報 に つ い て は 、 本 事 業 の 実 施 の た め の 必 要 最 小 限 の も の に 限 定 す る こ と と し 、 収 集 し た 個 人 情 報 に つ い て は 、 保 存 期 間 経 過 後 、 遅 滞 な く 消 除 す る こ と 。
- 3 実 施 機 関 か ら 市 町 村 に 個 人 情 報 を 提 供 す る 際 に は 、 提 供 先 の 担 当 者 を 限 定 す る ほ か 、 個 人 情 報 の 管 理 方 法 等 に つ い て 、 厳 格 に 定 め る よ う 求 め る こ と 。
- 4 実 施 機 関 か ら 市 町 村 に 個 人 情 報 を 提 供 す る に あ た っ て 、 よ り 慎 重 な 取 扱 い を 必 要 と す る 個 人 情 報 に つ い て は 、 そ の 取 扱 い に 不 備 が あ っ た 場 合 に 深 刻 な 被 害 が 生 じ る 懸 念 が あ る こ と か ら 、 当 該 個 人 情 報 の 確 実 な 抽 出 を 徹 底 し 、 そ の 管 理 に つ い て 厳 正 に 取 り 扱 う こ と 、 ま た 、 提 供 先 の 市 町 村 に お け る 管 理 方 法 等 に つ い て も 厳 格 に 定 め る よ う 求 め る こ と 。
- 5 実 施 機 関 か ら 市 町 村 に 提 供 し た 個 人 情 報 に つ い て は 、 保 存 期 間 経 過 後 、 遅 滞 な く 消 除 し 、 報 告 す る よ う 求 め る こ と 。

(答申に関与した委員の氏名)

柳井健一、島村健、赤津加奈美、近藤亜矢子、長谷川佳彦